

大牟田市立総合病院長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市立総合病院長(以下「病院長」という。)が大牟田市立総合病院(以下「病院」という。)の円滑な経営運営上必要な交際に係る経費(以下「交際費」という。)の適正な支出及び透明化を図るため、交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出基準及び金額)

第2条 交際費の支出の基準及び基本とする金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金・会費 式典、大会、祝賀会、会議、行事等への病院長の出席に係る経費 2万円以内又は参加費等が定められている場合は定められた額
- (2) 弔慰金 医療関係者及び病院の職員の葬儀及び法要における香典、供花等に係る経費 2万円以内又は標準的な市価
- (3) 贈呈費 病院の経営運営上有益な土産及び記念品又は病院経営への貢献に対する謝意を表す金品に係る経費 社会通念上妥当と認められる金額
- (4) 接遇費 病院長が各種団体、有識者等との意見交換や情報収集を目的とした協議又は会合に係る経費 出席者1人につき1万円以内
- (5) 協賛・賛助・広告費 各種団体等の活動趣旨に賛同して支出する経費又は掲載等により病院に有益と認められる広告に係る経費 社会通念上妥当と認められる金額
- (6) 見舞金 医療関係者の病気、災害、事故等の見舞いに係る経費 1万円以内
- (7) 激励・せん別費 医療関係者・団体等に対する激励に係る経費 2万円以内
- (8) 雑費・その他 消耗品等を含めた渉外交渉等に必要な経費又は病院長が特に必要と認めた経費 実費相当額又は社会通念上妥当な金額

2 前項の規定にかかわらず、地域的な慣習又は病院の円滑化経営運営上必要と認められる場合は、同項各号に掲げる金額を変更することができる。

(公表の方法)

第3条 交際費の公表は、大牟田市立総合病院の公式ホームページに掲載して行うものとする。

(改正)

第4条 この要綱は、社会経済状況の変化に応じて適宜検討し、見直すものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出の基準及び公表に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。